

神奈川県救急搬送受入協議会等の経過について

1 神奈川県救急搬送受入協議会の概要

(1) 目的

- 救急搬送において、傷病者を受入れる医療機関が速やかに決定されない問題を解消するため、消防法が一部改正され、都道府県に対して、消防機関と医療機関の連携強化並びに救急搬送及び受入れの実施に関する基準の策定、さらに、これらを協議するため、消防機関や医療機関等が参加する協議組織の設置などが定められた（消防法第35条の8）。
- 県では、附属機関として「神奈川県救急搬送受入協議会（以下、協議会）」を設置（平成22年6月）し、また、同協議会の下部組織として、「救急搬送受入協議会作業部会（以下、作業部会）」を設置（同年7月）した。

(2) 主な所管事項

- ア 実施基準の協議、見直し
- イ 救急搬送受入状況の調査・分析

(3) 委員

次の区分に基づく計18名及び専門委員3名

消防法第35条8に規定に基づく区分		人数
1号	消防機関の職員	5名
2号	医療機関の管理者又はその指定する医師	7名
3号	診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	2名
4号	都道府県の職員	2名
5号	学識経験者その他都道府県が必要と認める者	2名
	専門委員（消防法での規定なし）	3名

(4) 開催経過等

開催年月日	主な協議事項
H22年度	7月29日 ○作業部会の設置、実施基準の基本的事項の合意
	1月17日 ○実施基準（素案）の取りまとめ、医療機関調査実施
	3月23日 ○実施基準（案）の取りまとめ
	3月28日 ○知事への意見（実施基準案）具申
H23年度	7月13日 ○今後の取組み（基準の追加・見直し）
	2月8日 ○妊産婦にかかる実施基準追加（案）とりまとめ
H24年度	3月13日 ○精神疾患を有する傷病者に係る実施基準（案）、第6号基準の追加について
	○妊産婦に係る受入医療機関確保基準医療機関の追加

H25 年度	6 月 20 日 (書 面)	○第 6 号基準医療機関の追加 (案) について ○作業部会要綱の一部改正 (案) について
	3 月 25 日	○精神疾患を有する傷病者に係る基準(第 6 号基準)の改正等について ○実施基準に基づく救急搬送実態調査結果について
H27 年度	3 月 22 日	○作業部会への委任事項について ○「実施基準 (妊産婦) 横浜地区運用」の変更等

2 神奈川県救急搬送受入協議会作業部会について

(1) 作業部会委員

協議会会長が、作業部会要綱別表に掲げる分野から指名した部会員 15 人以内

区 分	分 野	職
部会員	救命救急センター	医師
部会員	二次救急医療機関	医師
部会員	(公社) 神奈川県医師会	理事
部会員	(公社) 神奈川県病院協会	理事
部会員	消防本部	救急救命士
部会員	学識経験者	医師

(2) 開催経過等

開催年月日		主な協議事項
H22 年度	10 月 14 日	○搬送受入に関する調査について
	11 月 24 日	○実施基準 (素案) について
	12 月 22 日	○実施基準 (素案) について、医療機関調査 (案) について
	3 月 10 日	○実施基準 (案) について
H23 年度	7 月 27 日	○特殊救急基準 (案) について
	11 月 15 日	○第 6 号基準の検討体制について
	1 月 17 日	○妊産婦基準 (案) の追加について
	3 月 8 日	○救急患者受入実態調査結果等に対する評価、課題等について
H24 年度	2 月 27 日	○精神疾患を有する傷病者にかかる実施基準 (案) の追加について
H25 年度	10 月 3 日	○実施基準に基づく救急搬送実態調査について
	3 月 7 日	○精神疾患を有する傷病者に係る基準の受入医療機関確保基準 (第 6 号基準) の改定について ○実施基準に基づく救急搬送実態調査結果について
H27 年度	7 月 31 日	すべての委員が任期満了